事 務 連 絡 令和2年9月25日

各高齢者施設・住まい 各介護保険事業所 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

介護保険施設等における入所(居)者の医療・介護サービス等の利用について

このことについて、令和2年9月18日付けで厚生労働省老健局高齢者支援 課他から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症に感染することを懸念して、適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、当該医療・介護サービスの利用を制限することは不適切であり、介護保険施設等(特別養護老人ホームや老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)の入所(居)者等に必要な訪問診療、計画的な医学管理の下で提供されるサービスや、各種訪問系サービス及び通所系サービス等について、不当に制限することがないようお願いします。

なお、本通知および別添については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載しているのでご確認ください。

## 【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

- → 書式ライブラリー
  - → 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策
    - → 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ 笹井 (内線 4855)

在宅サービスグループ 永田 (内線 4824)

保健・居住施設グループ 戸塚 (内線 4857)